

公開

頭撮り可

健康・生活衛生局生活衛生課

羽鳥（内線2431）

大和田（内線2439）

（代表電話）03(5253)1111

# 第41回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の開催について

標記について、下記のとおり開催いたしますのでお知らせします。

Web会議併用での開催といたします。

記

1. 日時：令和5年11月13日（月）14:00～16:00
2. 場所：A P虎ノ門（港区西新橋1－6－15 NS虎ノ門ビル）会議室B（オンライン併用開催）
3. 次第：
  1. 開会
  2. 議題
    - (1) 理容業、美容業、クリーニング業の振興指針改正について
    - (2) その他
  3. 報告事項
    - (1) 旅館業法等改正法について
    - (2) その他
  4. 閉会

## 傍聴等について

- (1) 傍聴はWeb会議システムを用いた音声のみの中継とさせていただきます。Web傍聴の方法につきましては、傍聴希望された方にメールにて御案内を予定しています。
- (2) 傍聴を希望される方は、下記の事項を記入の上、Eメールにて下記連絡先まで事前にお申し込みください（お電話によるお申込みは御遠慮ください）。

### 記載事項

**件名：「11月13日開催 第41回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会傍聴希望」**

1. 氏名（ふりがなをふってください）
2. 所属組織（団体・会社名等）
3. 住所
4. 電話番号
5. 電子メールアドレス

**連絡先****厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課分科会担当者宛****E-mail アドレス : [seiei41shinko@mhlw.go.jp](mailto:seiei41shinko@mhlw.go.jp)**

(3) お申込締切日は、令和5年11月10日(金)17:00です。

(4) 会議冒頭の頭撮りを希望される場合は、その旨をEメールにて上記連絡先まで事前にお申し込みください（お電話によるお申込みは御遠慮ください）。

(5) 上記期限を超過してお申込みいただいた場合、傍聴をお断りさせていただく場合がございます。

(6) Web会議システムの都合上、希望者多数の場合は、傍聴者を制限させていただくことがございます。傍聴の可否について、傍聴できない方に対しまして、事前に御連絡いたします。

傍聴に関するお問い合わせは厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課分科会担当者にお願いします。

---

## 傍聴される皆様へのお願い

傍聴に当たり、以下の事項をお願い申し上げます。

これらについてお守りいただけない場合には、傍聴をお断りさせていただくことがございます。

- (1) 傍聴は、事前にお知らせする方法のみご利用ください。
- (2) 会議の録画・録音、Web会議用URLの共有は御遠慮ください。（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影をすることができます。）。
- (3) 会議開始15分前までに御準備をお願いします。
- (4) その他、事務局の指示に従ってください。



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)